

諮問庁：国立大学法人長崎大学

諮問日：平成28年12月19日（平成28年（独情）諮問第95号）

答申日：平成29年12月19日（平成29年度（独情）答申第46号）

事件名：「長崎大学における病原体を取り扱うBSL-3及びBSL-2実験室等の状況調査」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

下記の文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）の開示請求に対し、文書1につき、これを保有していないとして不開示とし、文書2及び文書3につき、その一部を不開示とした決定については、文書1につき、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であり、文書2及び文書3につき、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは妥当である。

文書1 「Room238」外3施設に関する設備等点検記録表（平成23年度～平成27年度）の「指定書式に転載する前の原簿」

文書2 病原体等の保有状況調査（平成23年度～平成26年度）

文書3 長崎大学における病原体を取り扱うBSL-3及びBSL-2実験室等の状況調査（平成27年度）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人長崎大学（以下「長崎大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年11月2日付け長大広戦第69号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から提出された意見書には、諮問庁の閲覧を不可とする旨が明示されていることから、本答申ではその内容は記載しない。

(1) 「指定書式に転載する前の原簿」の不開示処分は不当であり、開示を求める。

この原簿とは、開示請求書に書いた「指定書式に転載する前の原簿」のことであり、公開質問への報告中の「記録の提出を求められた際、指定の書式に一括転載して提出しました」とある点検記録のことである。

この点検記録は実際に点検を行っていたかどうかを証明できる重要なものであり、それが不存在というのは承服できない。

(2) 「ii) 病原体を取扱う実験室等の名称…」の全てを不開示とする処分は不当であり、一部の開示を求める。

貴大学はBSL-4施設の設置にあたり、住民に安全・安心を伝えるため情報公開を進めて行くと言明している。しかし、今回の処分ははるかに危険度の少ない施設であるにも拘らず全ての情報を秘匿するものであり、姿勢が全く矛盾している。少なくとも、取扱病原体の種別(二種、三種、四種)だけは開示してもらいたい。

(本答申では添付資料は省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問までの経緯について

平成28年10月4日に本件法人文書に係る開示請求書が提出され、部分開示決定を行い、平成28年11月2日に開示を実施した。

開示の実施後、平成28年11月11日に審査請求書が提出されたため、長崎大学情報公開委員会にて審議し、本学としては下記のとおり原処分が妥当であると判断したため諮問することとした。

2 本件対象文書について

文書不存在による不開示とした文書1は、平成27年4月22日に本件とは別に開示された、平成25年度の設備等点検記録表に対して開示請求者らが本学に提出した「情報公開で判明した熱研の施設管理実態に関する公開質問状－BSL4施設管理運営者としての適格性を問う－」という質問状に対する回答として本学が公表した『A氏から提出された「情報公開で判明した熱研の施設管理実態に関する公開質問状－BSL4施設管理運営者としての適格性を問う－」の各指摘項目についての調査報告』の2頁「1.1 Room238に関するもの」で報告している「Room238のオートクレーブは、感染症法により点検記録の保管は義務付けられておりませんが、BSL-2実験室とは言え、安全管理の重要性に鑑み、自主的に点検記録を保管することとしています。なお、オートクレーブとは高圧蒸気滅菌器と呼ばれる滅菌設備です。当時の点検者に直接確認したところ、点検は実施していたのですが、この点検記録を上位者の確認を受けたくて研究室で保管しており、熱帯医学研究所全体の安全責任者から記録の提出を求められた際、指定の書式に一括転載して提出しましたとのこと」という部分の「点検記録」について、開示請求者より「原簿」として請求されたものである。

部分開示とした文書2及び文書3は、本件開示請求の「長崎大学生物災害等防止安全管理規則第17条に係る作業責任者の歴代担当者が分かる書類(平成23～28年度)熱帯医学研究所のみ」に該当する文書として特

定したものである。なお、平成27年度に文書2の様式を変更し文書3の様式となっている。

開示請求者から、文書1については「指定書式に転載する前の原簿」は実際に点検を行っていたかどうかを証明できる重要なものであり、それが不存在というのには承服できない旨、また文書2及び文書3については、取扱病原体の種別（文書3では「取扱病原体等の分類」）について開示してもらいたい旨の審査請求がなされたところである。

3 不開示部分の妥当性について

(1) 文書1について

今回審査請求の対象となっている、開示請求者のいう「指定書式に転載する前の原簿」とは、平成23年度から平成25年度にRoom238の点検を行った特定の点検者が、一時的に点検記録を記入していた個人用ノートが該当するが、指定書式に転載して提出した後は保管する必要がなくなったことから、本学を退職する際に廃棄されている。

また、その他の年度、その他の施設については、別の点検者により最初から指定様式に記載する形で点検が行われているため上述の個人用ノートのようなものはそもそも存在していない。

よって、文書としても記録としても存在していないため、「指定書式に転載する前の原簿」（文書1）を不開示としたものである。

(2) 文書2及び文書3の不開示部分について

今回審査請求の対象となっている、「特定病原体等の種別（文書3では「取扱病原体等の分類」）」については、作業責任者の情報と同時に開示されることで、どの作業責任者がどのような病原体を保有しているかを容易に推測することができ、特定病原体等が窃取等される危険性を高めるものと考えられる。したがって、法5条4号ロ「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」に該当すると判断し、不開示としたものである。なお、この件について弁護士に意見を求め、妥当と判断された（添付資料：弁護士から提出された意見書）。

以上の理由から、原処分は妥当であると判断した。

（本答申では添付資料は省略）

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 平成28年12月19日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成29年1月23日 | 審議 |
| ④ 同年2月6日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年6月5日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、 |

本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年11月22日 審議

⑦ 同年12月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は文書1ないし文書3であり、処分庁は、文書1については、これを保有していないとして不開示とし、文書2及び文書3については、その一部を法5条1号及び4号ロに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、文書1については長崎大学において保有しているはずであり、文書2の不開示部分のうち「特定病原体等の種別」及び文書3の不開示部分のうち「取扱病原体等の分類」（以下、併せて「本件不開示部分」という。）については開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、文書2及び文書3の見分結果を踏まえ、文書1の保有の有無及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 文書1の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、文書1の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 平成23年度ないし平成25年度の「Room238」と他の施設における点検記録表の作成等について

熱帯医学研究所全体の安全責任者は、長崎大学生物災害等防止安全管理規則16条の安全責任者の任務により、熱帯医学研究所内の特定病原体等及び監視伝染病病原体を取り扱う実験室等及び設備が感染症法等に従って適正に維持・管理されていることの確認を年度末に行っている。

平成23年度ないし平成25年度のRoom238の点検者（平成27年3月31日に退職）は、他の点検者よりも多くの点検（原則毎年2回）を実施していたため、「個人用ノート」にオートクレーブ及び冷凍保管庫のチェック項目を記載し、これに点検記録を記入して安全責任者の確認を受けた上、「個人用ノート」を研究室で保管するという独自の方法をとっていた。ところが、その後、平成26年4月に熱帯医学研究所全体の安全責任者が交替し、年度末の点検（平成27年3月4日実施）に先立ち、平成27年2月頃に、同責任者から指定様式での点検記録の事前提出を求められたため、同点検者は、「個人用ノート」に記入していた点検記録を指定様式へ一括転載したものである。なお、その際、全てのチェック項目が「良」であったことから、全ての項目の良に○をつけて書式をコピー

一した後、検査日等を一括転載したとのことである。

また、Room 238以外の施設の点検者及び平成26年度以降のRoom 238の点検者については、設備等点検記録表の書式が点検項目をチェックする様式（A4用紙，1枚）であるので、同様式に年1回直接手書きで記載し保存しており，他に文書は存在しない。

イ 「個人用ノート」について

上記「個人用ノート」については，理由説明書（上記第3の2）でも引用した公開質問に対する回答において「この点検記録を上位者の確認を受けたうえで研究室で保管しており」としている部分の「点検記録」に当たるものであって，文書1に該当するが，平成23年度ないし平成25年度のRoom 238の点検者は，指定様式への転記後は転記したものを法人文書として保管しておけばよいとの認識であったことから，その退職を機に，当該「個人用ノート」は，不要となった書籍等と共に他の職員により廃棄されている。

ウ 念のため，平成23年度ないし平成25年度のRoom 238の点検者が所属していた教室等において改めて探索を行ったが，文書1に該当する文書の存在は確認されなかった。

(2) 上記諮問庁の説明については，これを覆すに足る事情は認められない。

したがって，長崎大学において文書1を保有しているとは認められず，これを保有していないとして不開示としたことは，妥当である。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，本件不開示部分の不開示情報該当性について改めて確認させたところ，諮問庁は，以下のとおり説明する。

ア 現在，病原体研究機関はテロ等に利用される可能性のある病原体管理を厳格に実施しなければならない状況であり，多種の外来病原体を保有する熱帯医学研究所は，長崎県警察本部の指導を受けながら管理強化に努めているところである。

文書2及び文書3に係る開示請求は，本学における病原体取扱い作業責任者名の分かる資料の開示を求めるものであり，この情報を記載した法人文書として特定された文書2及び文書3には，開示を求められた二種，三種，四種病原体等の取扱い作業責任者名以外に，病原体種別，病原体名，保管室，保管量等の詳細な情報がリスト化されている。このため，原処分では取扱い作業責任者名等を記載した事項を全て開示し，特定病原体等の種別や保管量，保管場所を記載した事項を黒塗りにして開示した。この記録がそのまま流出した場合には，テロ等に利用され得る病原体の窃盗，またその取扱い作業責任者・家族等への脅迫や持ち出し強要などの不測の事態が発生

する可能性があり、これを予防するために必要な措置であると考え
る。

イ 文書2及び文書3について、原処分において開示された部分に加え、
「特定病原体等の種別」（本件不開示部分）を開示する（病原体名、
保管室、保管量等の情報は不開示のまま）場合は、熱帯医学研究所の
どの分野の作業責任者の誰が、「特定病原体等の種別」ごとに、二種
を何種類、三種を何種類、四種を何種類持っているかが表の「行数」
により明確となる。その場合、他に公開されている研究成果等の作業
責任者の情報等を併せることにより、長崎大学の特定の研究者が保有
している具体的な病原体名が明らかになるリスクが高まる。

病原体の知識を持った者が、特定の病原体を利用してテロ等の行為
を起こそうとするときには、その病原体を保有する研究機関、研究
者を標的とすることは明白であり、国内において長崎大学のみ保管
されている病原体があるとすれば、長崎大学を標的とするテロ行為
等の恐れが生じる。すなわち、種別の開示により、テロ行為等に使
用しやすい二種、三種、四種の幾つかの特定病原体名と保有者の推
測、及び保管している実験室の特定ができることになり、病原体の
窃盗、当該責任者及びその家族への脅迫等による病原体持ち出し強
要等の不測の事態が発生するリスクが高まると考える。

ウ なお、長崎大学が公表している資料には、作業責任者と取り扱う病
原体の種別が記載されたもの（公開質問状に対応して、長崎大学生物
災害等防止安全委員会が熱帯医学研究所における病原体に関する安全
管理の実態等を調査審議した結果を取りまとめた報告書の一部）もあ
るが、当該文書においても、調査報告として必要な作業責任者に関し
て公表できるぎりぎりの情報は記載されているものの、施設の具体的
名称や各作業責任者が各種病原体を何種類保有しているかという数値
的な情報は含まれておらず、これは、各作業責任者がテロ等に利用可
能な病原体の保有者かどうかを割り出すことを妨げる1つのバリアー
になり得ると考える。

新興感染症は現在も世界中で出現しており、日本の感染症研究拠点
である本学では保有病原体はその種類、数ともに増加している。種
別の開示によって、本学が感染症の新たな病原体を入手したことを
容易に推測できるようになれば、病原体の厳重な管理が求められる
なかで、病原体の盗取を容易にすることになりかねない。このよう
な観点から、病原体に関する情報管理や保有に当たっての実際のリ
スク管理については警察当局とも相談の上決定している。本学病原
体状況等の開示の範囲については、想定外の事態の発生を今後とも
極力防止するという観点に立って判断すべきものと考えらる。

(2) 文書2及び文書3の記載に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえ、これを否定し難い。したがって、本件不開示部分は法5条4号口に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の開示請求に対し、文書1につき、これを保有していないとして不開示とし、文書2及び文書3につき、その一部を法5条1号及び4号口に該当するとして不開示とした決定については、文書1につき、これを保有していないとして不開示としたことは、長崎大学において文書1を保有しているとは認められないので、妥当であり、文書2及び文書3につき、審査請求人が開示すべきとする部分は同号口に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司